

**未来投資会議  
構造改革徹底推進会合  
(会議資料)**

**金融庁  
令和元年11月18日**

# 諸外国の事例調査における論点及び調査結果

## 背景

- ◆ 近時、行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みとして **公共施設等運営権(コンセッション)方式**の活用が注目されており、**PPP/PFI事業の推進や対象拡大に向けた取組**が進められている。
- ◆ こうした中、未来投資戦略2018(平成30年6月閣議決定)において、「**PPP/PFIに先進的に取り組む諸外国での公共施設等運営権に類する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例を調査し、我が国への示唆を整理する**」こととされた。 ※ 成長戦略フォローアップ(令和元年6月閣議決定)においても同様の記載あり。

## 調査結果

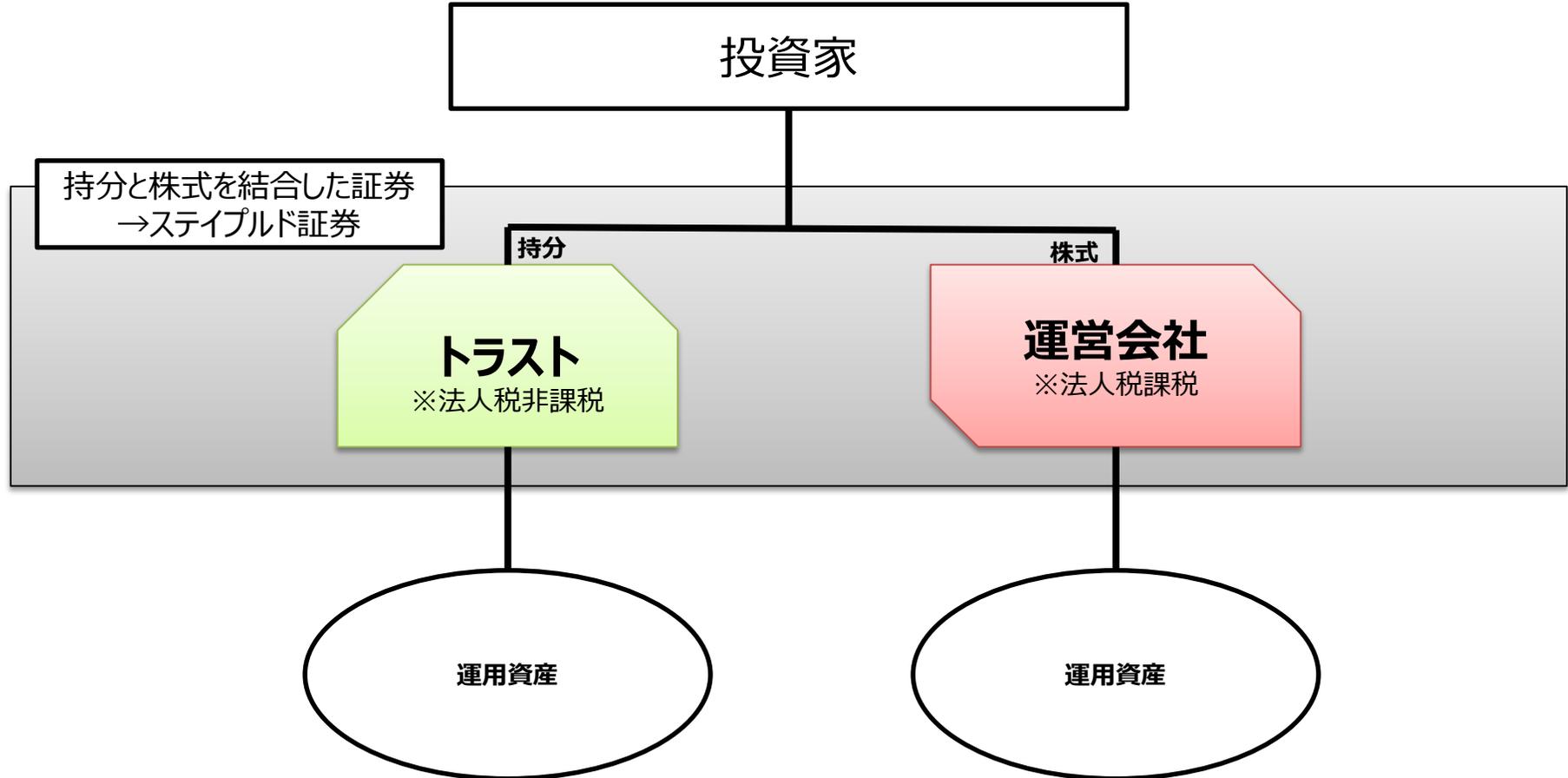
- ◆ 諸外国におけるコンセッション保有主体の非課税措置に関し、特に先進国である**オーストラリア**、及びコンセッションのSPCを通じた間接保有の事例を調査する観点から**韓国**について、それぞれ調査を実施。

### ① オーストラリアの事例調査

- ◆ オーストラリアにおけるインフラファンドは、ステイプルド証券ファンドで組成され、その典型的な仕組みは、①**法人税非課税のトラスト(持分)**と、②**法人税課税の運営会社(株式)**を結合した**証券**である
- ◆ 上記①②のうち、**運営権は②法人税課税の運営会社において保有されている**
- ◆ 上記①につき、**賃料を目的とする投資を中心とした適格投資事業を行うこと等**が非課税要件(トレーディング事業を行う場合や他のエンティティを支配している場合は課税)

### ② 韓国の事例調査

- ◆ 韓国では、社会基盤施設に対する民間投資法(**PPI法**)又は金融投資サービス及び資本市場法(**FISCM法**)に基づく**インフラファンド**が存在
- ◆ SPCを通じて間接保有する場合、原則、他の法人の議決権を10%超保有できないが、投資対象を**PPI法に規定される資産**に限定し、**同法に基づいて設立されたSPC(課税法人)**を通じて保有することを前提に、**例外的に10%超保有できる**
- ◆ PPI法に基づくSPCは、**料金設定等、事業経営に一定の制約**が課されているほか、**監督機関の厳格な監督下**に置かれている



# 調査結果（オーストラリア）

✓ 各社におけるトラスト（パススルー）の活用状況は、下記のとおり、3社3様となっている。

調査項目	調査結果					
	A社（道路を運営）		B社（空港を運営）		C社（エネルギー関連設備を運営）	
	トラスト	運営会社	トラスト	運営会社	トラスト	法人投資ビークル
1. トラスト（パススルー）と運営会社（課税法人）の保有資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>実物資産</li> <li>運営会社への貸付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営権（具体的には、Toll(通行料)を徴収できる権利)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営会社への貸付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実物資産</li> <li>運営権（具体的には、空港運営ライセンス)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実物資産</li> <li>運営会社への貸付金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営会社への出資</li> <li>運営会社・事業トラスト（受皿エンティティ)</li> <li>実物資産</li> <li>運営権</li> </ul>
2. 公共施設等運営権に類似する権利の保有形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営権は運営会社側で保有</li> </ul>					
3. パススルー対象となる賃料等の設定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃料や利率については、第三者と取引を行う場合と同水準で決定されなければならない。トラストと運営会社が密接な関係にあるからといって、マーケット水準から大きく乖離する水準で賃料や利率を決定することは許されない（いわゆる「アームズ・レングス・ルール」）。</li> </ul>					

# 調査結果（韓国）

	PPI法に基づくインフラファンド	FISCM法に基づくインフラファンド
1. 組成根拠法	社会基盤施設に対する民間投資法 (PPI法/The Act on <u>P</u> ublic <u>P</u> riate Partnerships in <u>I</u> nfrastructure)	金融投資サービスおよび資本市場法 (FISCM法/The <u>F</u> inancial <u>I</u> nvestment <u>S</u> ervices and <u>C</u> apital <u>M</u> arkets Act)
2. インフラファンドの監督官庁	企画財政部及び金融監督院	金融監督院
3. インフラファンドの投資対象資産	PPI法に規定される以下の施設に係る運営権等に限定 (道路・鉄道・港湾・通信・水道・エネルギー・環境・物流・空港・文化観光・軍人住宅・教育・森林・公営住宅・福祉)	(同左)
4. インフラファンドによる資産の保有形態（直接保有／間接保有の別）	インフラファンドは、運営権等の資産を保有するSPC（PPI法に基づいて設立された特別目的会社）への出資・貸付を通じて、当該資産を間接的に保有	(同左)
5. PPI法に基づく資産保有SPCに対する出資比率規制の有無	無 (原則、他の法人議決権の10%超保有はできないが、PPI法に規定する資産に投資し、同法に基づいて設立されたSPC（課税法人）を通じて保有することを前提に、例外的に10%超保有ができる)	(同左)
6. ファンド数	10ファンド程度（うち、上場は1ファンド）	少なくとも100ファンド以上（上場ファンドはなし）
7. 投資法人が法人税の非課税措置を受けるための要件	配当可能利益の90%以上の分配	(同左)
8. 政府（国）の関与	PPI法に基づくSPCは、料金設定等、事業経営に一定の制約が課され、監督機関の厳格な監督下に置かれている	(同左)

※ 現地当局、専門家、事業者等へのヒアリング結果に基づいて作成